

大学への入構制限について

令和2年5月29日

群馬県立女子大学

5月30日より、入構制限をレベル1.5（新設）とします。

制限レベル	レベルの説明	学生	専任教員	非常勤講師	授業の実施	左記以外の者
レベル1	感染症拡大が収束していると認められる状況	通常	通常	通常	通常	通常
レベル1.5	感染症拡大が抑制されていると認められる状況	対面授業の受講又は大学に用件がある場合以外は、原則として入構禁止	対面授業の実施を除き、入構の際には、事前に大学へ届け出る	対面授業の実施以外は、原則として入構禁止	対面授業を実施する必要性の高い科目を除き、遠隔授業の方法により実施	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止（運送事業者を除く）
レベル2	群馬県による大学等に対する要請があった時、大学危機対策本部が制限の必要を認めた時	大学に用件がない場合は、原則として入構禁止	学長が認めた者以外は、原則として入構禁止	原則として入構禁止	遠隔授業の方法により実施	事務局長が認めた者以外は、原則として入構禁止（運送事業者を除く）
レベル3	群馬県に緊急事態宣言が発令され、学校施設使用停止要請があった時、大学危機対策本部が必要と認めた時	入構禁止	学長が認めた者以外は、入構禁止	入構禁止	遠隔授業の方法により実施	学長が認めた者以外は、入構禁止